

令和4年

第2回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和4年第2回志賀町議会定例会会議録

令和4年6月7日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員13名)

2番	中谷松助
3番	福田晃悦
4番	稲岡健太郎
5番	南正紀
6番	寺井強
7番	堂下健一
8番	南政夫
9番	越後敏明
10番	田中正文
11番	富澤軒康
12番	櫻井俊一
13番	林一夫
14番	久木拓栄

(欠席議員1名)

1番 表谷茂浩

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	小泉勝
副町長	庄田義則
教育長	間嶋正剛
参与	新田辰巳
総務課長	山下光雄
富来支所長	関田勝行
企画財政課長	村井直
デジタル情報課長	今村浩一
税務課長	中田龍一
住民課長	西清孝

子育て支援課長	平野雅巳
健康福祉課長	宮下隆
環境安全課長	吉村満
商工観光課長	福田秀勝
農林水産課長	大谷清樹
まち整備課長	山内勉
富来病院事務長	藤井専
会計管理者(会計課長)	平井清
学校教育課長	荒川仁
生涯学習課長	大畑喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎茂男
議会事務局参事	向井徹
議会事務局主幹	坂上大輔

(議事日程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出 報告第 1 号ないし第 4 号及び承認第 2 号ないし第 12 号並びに議案第 30 号ないし第 36 号 (提案理由説明)
- 日程第 5 町長提出 議案第 32 号ないし第 36 号 (質疑・委員会付託・討論・採決)

(開 会 ・ 開 議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和 4 年第 2 回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

南正紀議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、8番 南政夫君、9番 越後敏明君を指名します。

日程第2 会期の決定

南正紀議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

南正紀議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 報告第1号ないし第4号及び承認第2号ないし第12号並びに議案第30号ないし第36号(提案理由説明)

南正紀議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第1号ないし第4号及び承認第2号ないし第12号並びに議案第30号ないし第36号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 令和4年第2回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

2年を超えるコロナ禍により、厳しい社会経済活動が続く中で、ウクライナ情勢等による世界的な影響は、我が国においても生活、産業、経済の各方面に、さらなる影響を及ぼすことへの懸念が広がっており、加えて、最近の円安の進

行による輸入物価の上昇が、家計や企業等に与える影響にも注意が必要な状況となっております。

このような中で、先般、政府において、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策が決定されました。

この緊急対策においては、原油価格の高騰、原材料、資材価格等の上昇が続く中、中小企業、農林漁業者等の経営に大きな影響が広がることへの対応や、生活に困窮する方々への対応を踏まえており、特に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充については、地方の実情に応じた、きめ細やかな支援の強化につながるものと考えております。

国においては、緊急対策に係る予算として、予備費の活用に加え、先月31日に補正予算を成立させたところであり、先行き不透明な国際情勢や国内の経済状況等を注視し、国の動向を踏まえながら、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、より効果的な支援策を模索していきたいと考えております。

それでは、町政の近況と本議会に提案しました案件の概要について、ご説明いたします。

まず、はじめに、ウクライナへの人道支援募金についてであります。

町議会では、3月定例会において、ロシア軍の即時撤退を求める意見書の提出について、全会一致で可決しました。

町でも、ウクライナ人への人道支援として、3月14日から役場本庁舎と富来支所に募金箱を設置したところ、議会をはじめ、多くの町民の皆様から4月末までに43万円余りの募金が集まり、ウクライナ大使館へ送金したところであります。

皆様の善意に対しまして、深く感謝を申し上げます。

現在、ウクライナで起こっている惨劇は決して許されるものではなく、一日も早い終息を願うものであります。

この募金箱は、引き続き、本庁舎と支所に設置してありますので、さらなるご協力をお願いいたします。

次に、ワクチン接種についてであります。

新型コロナウイルスの感染状況は、全国的に減少傾向となっており、社会経

済活動の正常化に向けて動き始めております。本町においては、本年2月末の累計が99人であったものが、3か月余りで281人の新規感染者が確認され、累計で380人と急増し、最近は、落ち着きつつありますが、依然として予断を許さない状況が続いております。

町では、昨年5月から65歳以上を対象にした、ワクチンの集団接種を開始し、町内医療機関での個別接種も同時に進め、国の方針に従い、順次対象年齢を拡大して、本年1月から3回目の接種を実施しております。

現在、3回目の接種率は、全体で75.1パーセント、うち、65歳以上の高齢者は、92.3パーセントと非常に高い接種率の一方で、若年層の接種率は、依然、低い水準で推移しております。

県がまとめた本年4月の県内の感染状況では、3回目の接種済みの感染リスクは、感染予防効果が高いことが確認されておりますので、接種券をお持ちの方は、早めに3回目の接種をお願いいたします。

さらに、国の方針を受け、3回目の接種から5か月を経過した60歳以上の方及び、基礎疾患を有する18歳以上の方を対象に、今月下旬から4回目のワクチン接種を行います。

60歳以上の方には、今後、順次接種券を発送するとともに、60歳未満の方については、接種券発行申請書を送付しますので、基礎疾患を有する方は、申請していただければ接種券を交付します。

ワクチン接種は、現時点において、最も効果的な対策であり、4回目の接種についても、感染や重症化を予防する効果が高いとされておりますので、対象となる方は、是非、接種をお願いいたします。

町民の皆様には、ご自身や大切な人を守るため、引き続き、感染予防対策にご理解とご協力をお願いいたします。

次に、住民税非課税世帯及び子育て世帯等への臨時特別給付金についてであります。

まず、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得者世帯等の生活を支援するため、1世帯あたり10万円を給付するもので、令和3年度から事業を実施しており、1,893世帯、総額1億8,930万円を給付したところであります。

さらに、国では、令和4年度においても、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和3年度の対象者を除き、今年度、新たに非課税となった世帯や令和4年1月以降、非課税水準にある世帯についても同様に、10万円を給付するものであります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業については、令和4年度の住民税均等割が非課税である子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、食費等の物価高騰に直面する実情を踏まえた生活の支援を行うもので、児童1人あたり5万円を給付するものであります。

なお、本件につきましては、今定例会に関連予算を計上しておりますので、併せてご審議をお願いするものであり、予算成立後は、速やかに給付の手続きを進めていきたいと考えております。

次に、マイナンバーカード普及促進事業についてであります。

本町では、本年4月からマイナンバーカードの普及率を引き上げることを目的に、新規のカード取得者及び既にカードを持っている方に対し、一人あたり5,000円を支給する町独自の普及促進事業を実施しております。

事業の実施に併せて、役場本庁舎及び富来支所にマイナンバーカード専用窓口を設置し、住民の方々がスムーズに申請できるよう体制を整えたところであり、また、先月9日には、町内の郵便局と連携し、マイナンバーカードの申請をサポートするサービスを開始しました。

お近くの郵便局で、無料で顔写真の撮影など、申請のお手伝いをしますので、本庁や支所まで距離のある方や、インターネットを使って申請することが難しい方は、誰でも気軽にご利用いただきたいと思います。

本町のマイナンバーカード普及率は、5月末現在、43.8パーセントであります。さらに普及率を引き上げるため、本町の5,000円の給付事業に加え、今月30日から、総額2万円分のポイントが付与される、国のマイナポイント事業も併せてPRし、多くの町民の皆様マイナンバーカードを保有していただけるよう働きかけていきます。

次に、観光地域づくり法人DMOの活動についてであります。

4月28日の全員協議会でもご説明いたしましたが、一般社団法人志賀町観光協会が、観光地域づくり法人DMOに本登録となりました。

このことにより、観光庁をはじめとした各種支援メニューの活用や総合的なアドバイス等を重点的に受けることができます。

このメリットを活用し、また、昨年から委嘱している地域活性化起業人のノウハウと知見を活用しながら、地域の魅力向上を図っていきたいと考えております。

観光協会では、今年度、NPO法人ガイア自然学校と連携し、町内外の子ども達を対象に、本町の豊かな自然を活かした野外教育事業を実施することとしております。

また、7月23日から11月末にかけて、イルミネーションイベント「ときめき桜貝廊2022」を開催する予定となっており、約2万個のLEDライトが壮大なパノラマを演出し、訪れた観光客にフォトスポットを設置すると聞いており、増穂浦のロケーションの魅力を広く町内外に発信できるものと思っております。

このイベント期間中の8月7日には、花火大会の開催も予定しており、開催経費の補助として、今定例会に関連予算を計上しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

そのほか、富来地域の小中学生や観光協会の会員、商工会の協力を得て、世界一長いベンチのペンキ塗りを行い、美しくなったベンチで観光客を迎えることとしております。

なお、来年度には、このベンチの大規模改修を予定しており、今年度予算に設計費を計上しております。

このように、自然体験事業をはじめとした地域交流体験事業やイベント等の開催を通して、地域独自の魅力や価値の向上を図り、観光協会の独立性を高め、さらなる交流人口の拡大につなげていくものと期待しているところであります。

次に、企業誘致の推進についてであります。

能登中核工業団地の上田鍍金株式会社北陸工場では、半導体需要の増加を見込み、電気自動車向けパワーモジュールの表面加工を行う工場を増設中で、本年9月中の操業開始を目指しており、6人の新規雇用が見込まれるところであります。

また、西山台に、農産物処理工場の建設を進めている大洋農産加工株式会社

では、5月10日には、さつまいもの作付けを開始したところであります。

今後、収穫した作物は、本年秋に竣工予定の工場において、加工品として製造されます。

町としても、引き続き能登中核工業団地をはじめとした、町内の企業誘致や既存企業へ可能な限りの支援を行うとともに、雇用の場の確保や地元経済の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、トキの放鳥受入れについてであります。

環境省は、現在、新潟県佐渡市で野生復帰の取組みが進む、国の特別天然記念物トキについて、鳥インフルエンザなどの感染症リスクを回避するため、放鳥候補地の公募を行っております。

5月6日には、本町を含む能登の里山里海の9市町や経済・農業団体・森林組合で構成される能登地域トキ放鳥受入推進協議会を発足させ、5月16日に県及び能登地区9市町で放鳥候補地の申請を行ったところであります。

協議会では、令和8年度以降の放鳥計画に向け、安定的な生息のために必要な餌場や水場の確保に係る検討会やトキへの理解、接し方を学ぶ勉強会などを開催する予定としており、その活動負担金として、本定例会に関連予算を計上しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

能登地域は、本州で最後のトキが生息したゆかりの地であり、世界農業遺産能登の里山里海の魅力向上と良好な自然環境を次世代にしっかりと継承し、能登の発展と活性化につながるものと考えております。

今後は、8月上旬をめどに全国で3か所程度が選ばれる予定であり、能登地域が放鳥受入地に選ばれれば、近い将来、本町の空にトキが舞う姿が見られることを期待し、今後とも、本町の豊かな自然と環境の保全に努めていきたいと考えております。

次に、富来地域小中学校適正規模・適正配置検討委員会についてであります。本町の児童生徒数は、少子化の影響により、合併時と比較すると、本年5月1日現在では約59パーセントまで減少しており、小中学校の小規模化が進行し、特に富来地域では、減少が顕著となっております。今後も、児童生徒数の減少は避けられず、適正な学校規模の維持が難しくなることが予想されております。このような状況が続くと、子ども達の学習や学校生活への影響、教職員の配

置の問題、学校行事の縮小などのデメリットが大きくなることが懸念されます。

このことから、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題に対応するため、5月27日に第1回目の検討委員会を開催し、委員会設置の趣旨や現状について説明を行ったところであります。

委員会では、地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模について調査、検討していくこととしており、今後、委員の皆様から、町の将来を担う子どもたちにとって、より良い学校生活を送ることができる最適な環境を構築するための提言が得られることを期待するものであります。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

先月20日に2号機の新規制基準への適合性に関する審査会合が開催され、北陸電力から、昨年11月の現地調査時に指摘のあった追加調査の結果を報告したところ、概ね説明内容が評価された一方で、更なる説明やデータの追加を求められ、再度の現地調査により、詳細確認を行うとの報告を受けております。北陸電力には、引き続き適切な資料の整理と丁寧な説明に努め、これまでどおり、しっかりと対応するよう求めています。

続いて、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明いたします。

案件は、損害賠償にかかる和解及び損害賠償の額の決定による専決処分の報告が4件、令和3年度の一般会計及び各会計の補正予算並びに条例の一部改正にかかる専決処分の承認が11件、令和4年度の一般会計補正予算をはじめ、条例の一部改正、工事請負契約の締結及び財産の取得にかかる議案が7件の、合わせて22件であります。

はじめに、報告第1号から報告第4号までの専決処分の報告については、いずれも損害賠償にかかる和解及び損害賠償の額の決定を専決処分しましたので、地方自治法の規定により、議会に報告するものであります。

報告第1号については、本年2月3日、直海地内において、町消防団がホースを乾かしていたところ、強風で固定用のロープが切れたことにより、ホースが、隣接する直海駐在所の窓ガラスに接触し、破損させた事故について、3月17日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。

報告第2号については、本年1月15日、七尾市小島町地内の市道において、

町職員が運転するスクールバスが、和解の相手方が設置する歩車道境界ブロック及びポールに接触し、その一部を破損させた事故について、3月22日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。

報告第3号については、本年1月20日、若葉台地内において、町が除雪業務を委託する業者の従業員が運転するホイールローダーが、和解の相手方が管理する駐車場内の車止めに接触し、破損させた事故について、3月31日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。

報告第4号については、本年3月29日、五里峠地内において、町職員が運転する公用車が、和解の相手方の敷地内に設置された金属柱に接触し、破損させた事故について、4月19日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。

次に、承認第2号から承認第12号までの専決処分の承認については、令和3年度の一般会計及び各会計の補正予算並びに条例の一部改正であり、いずれも本年3月31日をもって専決処分をしましたので、地方自治法の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

承認第2号 令和3年度志賀町一般会計補正予算（第9号）については、年度末の決算見込みにより、町税の増額及び地方譲与税、各種交付金、特別交付税などの交付額の確定や、各事業の精算に伴う減額を主とした所要額の補正のほか、繰越明許費及び地方債の補正を行ったものであります。

承認第3号から承認第7号までは、令和3年度の特別会計の補正予算であり、いずれも事業の確定及び精算見込みにより所要額の補正を行ったものであります。

承認第8号 令和3年度志賀町下水道事業会計補正予算（第3号）については、国の補正予算に伴う補助金の追加により、資本的収入では、県補助金を増額し、資本的支出では、建設改良費を増額したものであります。

承認第9号から承認第12号までは、国の法律及び省令が本年3月31日付で公布されたことに伴う条例の一部改正であります。

承認第9号 志賀町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税における商業地等の宅地にかかる負担調整措置の見直しをはじめ、住民税における住宅ローン控除の期間延長及び見直し、上

場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しなどにより、所要の改正を行ったものであります。

承認第10号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、商業地等の宅地にかかる負担調整措置が見直しされたため、所要の改正を行ったものであります。

承認第11号 志賀町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例及び志賀町過疎地域持続的発展支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、租税特別措置法及び同法施行令の一部改正に伴い、当該条例が引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行ったものであります。

承認第12号 志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、不均一課税の適用期限及び対象となる減価償却資産の取得期限が延長されたため、所要の改正を行ったものであります。

続いて、議案第30号から議案第36号については、令和4年度の一般会計補正予算、条例の一部改正、工事請負契約の締結及び財産の取得についてであります。

議案第30号 令和4年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、歳入では、国の補正予算及び内示に伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、住民税非課税世帯臨時特別給付金や子育て世帯生活支援特別給付金給付事業にかかる補助金の増額を主とし、歳出では、これらの事業実施に係る所要額のほか、庁舎非常用発電機改修やエネルギー構造高度化・転換理解促進事業にかかる設計委託、高浜バスターミナル及び富来小学校のトイレの洋式化にかかる事業費の追加を主として、所要額を補正するものであります。

議案第31号 志賀町議会議員及び志賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙公営単価の限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第32号 工事請負契約の締結については、旧志加浦小学校校舎等解体撤去工事を行うにあたり、寺井建設株式会社 代表取締役 寺井裕と6,589万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第33号 工事請負契約の締結については、旧志加浦小学校体育館改修工事を行うにあたり、池田建設工業株式会社 代表取締役 池田政基と6,835万8,400円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第34号 工事請負契約の締結については、令和4年度志賀町野球場改修工事を行うにあたり、南建設株式会社 代表取締役 南裕基と2億4,200万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第35号 財産の取得については、消防ポンプ自動車を購入するにあたり、長野ポンプ株式会社七尾営業所 所長 張田純平から2,255万円で取得するものであります。

議案第36号 財産の取得については、ICT機器を購入するにあたり、株式会社石川コンピュータ・センター 代表取締役社長 山浦伯之から1,632万4,000円で取得するものであります。

以上、本定例会提出案件についての説明とさせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

南正紀議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第32号ないし第36号（質疑・委員会付託・討論・採決）

南正紀議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第32号 工事請負契約の締結について「旧志加浦小学校校舎等解体撤去工事」ないし第36号 財産の取得について「ICT機器」を一括して議題とします。

（ 質 疑 ）

南正紀議長 これより、各案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

南正紀議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより、採決します。採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第32号 工事請負契約の締結について「旧志加浦小学校校舎解体撤去工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号 工事請負契約の締結について「旧志加浦小学校体育館改修工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号 工事請負契約の締結について「令和4年度志賀町野球場改修工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号 財産の取得について「消防ポンプ自動車」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第36号 財産の取得について「ICT機器」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(休 会)

南正紀議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明8日から13日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、明8日から13日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月14日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時30分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第10号

例月出納検査の結果について

(令和4年3月24日実施)

(令和4年4月25日実施)

(令和4年5月24日実施)

2 議長報告第11号

入札結果調書について

(令和4年4月14日 12件)

(令和4年4月21日 1件)

(令和4年4月28日 12件)

(令和4年5月12日 2件)

(令和4年5月19日 7件)

(令和4年5月26日 25件)

3 議長報告第12号

令和3年度志賀町一般会計及び志賀町下水道事業会計繰越明許費計算書について